

✚ 貨物概要

ステンレス鋼製ケース、ウォッチムーブメント（機械式で自動巻きのもの）、風防ガラス、文字板、針及びバンド等、時計の組立てに必要な部品を取り揃えたもの。

✚ 分類

関税率表第 9102.21 号（統計番号 9102.21-000）の腕時計（自動巻きのもの）

✚ 分類理由

本品は、腕時計に必要な部品を取り揃えた未組立てのものです。本品は、各種物品を組み立てることにより腕時計の完成品となりますので、完成した物品で提示の際に組み立ててないものに該当しますので、関税率表の解釈に関する通則 2 (a)の規定が適用され、腕時計（自動巻きのもの）として分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）